

細川父子の往復書状に見るボディランゲージの表現効用

草野 美智子*

The effectiveness in the expressions of body language seen in the correspondence between
The Hosokawa family

Michiko Kusano*

There remains innumerable correspondence between Tadaoki Hosokawa and his son, Tadatoshi.

In this paper, the effect of emphasis on scene evocativeness in the expressions of body language seen in the correspondence is discussed, mainly based on the Kato-ke kaieki affair, in which The Hosokawa family supplanted The Kato family as Kumamoto feudal lord.

キーワード：細川忠興，細川忠利，加藤改易，ボディランゲージ

Keywords : Tadaoki Hosokawa, Tadatoshi Hosokawa, the Kato-ke kaieki, body language

1. まえがき

昨年から今年にかけての熊本は、築城四百年祭で賑わいを見せた。

今日日本三大名城に数えられる熊本城を築いた加藤清正は、「加藤肥後守源の清正朝臣は若年の頃より武勇に達し天下の相として（中略）国泰平にして万民仁澤に濡ふること豈近世の英雄ならざらんや」（『続撰清正記』）というように、武勇に優れ、仁や義など人としての道徳にも厚い「近世の英雄」と称えられ、いまだに地元では「清正公さん」の名称で親しまれている。またその後を受けて、細川氏が12代・240年の長きにわたって藩政を敷いたこともよく知られているところである。

しかし、清正からわずか32年で加藤家が改易された経緯や、それを見守っていた細川氏の動向についてはあまり知られていない。

そこで本稿では、初代肥後藩主として藩政を確立した細川忠利（天正14・1586年～寛永18・1641年）とその父忠興（永禄6・1563年～正保2・1646年）との往復書状約2900通のうち、特に加藤家改易の前後の書状を資料として、人物の動作を利用した非言語コミュニケーションの一つであるボディランゲージ（body language, 身体言語, 身振り言語）に相当する表現に注目して、そこから伺われる細川父子の意識について報告する。

資料テキストは、東京大学史料編纂所発行『大日本近世史料細川家史料』による。また、例えば、①62・忠興51歳・

江戸」という表記は、『細川家史料』第1巻・文書番号62の書状で、当時忠興51歳、江戸在住を意味することとする。

2. 加藤家に対する細川忠興・忠利の見方

2.1 加藤忠広に対する見方

第二代肥後藩主加藤忠広（慶長6・1601年～承応2・1653年）は、慶長16年8月、10歳で清正の跡を襲封後、慶長18年には將軍秀忠から一字をもらい忠広と名乗り、翌年には秀忠の養女（蒲生秀行の娘）と婚姻するなど、秀忠の覚えもめでたかった。

しかし幼い藩主のもとでは、家臣団を完全に掌握することができず、重臣同士の対立が起こり藩内の政治が混乱した（元和4年「牛方馬方騒動」に発展）。すでに忠興は「加藤肥後家中二つにわれ候に付、可被成御仕置かとさけすみ候由」（①130・元和2（1616）年8月10日忠興（53歳・小倉）の忠利（30歳）宛）と書き、家中が分裂して争ったため「御仕置」になるかと「さけす」み傍観していたが、秀忠みずからの裁決によって17歳の藩主忠広の責任は不問となった。ここで一度は、加藤家は改易を免れるチャンスを幕府から与えられたこととなる。

しかし、その十数年後には、忠広の「狂気」「氣違」の様子は、中津にいた忠興（注1）と江戸詰めの忠利の間で、頻繁に喧伝されることになった。

・「加藤後事、此前より只今被申越かたきにて候、氣違にても有間敷候、惣別たり不申候事」（④866・寛永8（1631）年3月1日忠興（68歳・中津）の忠利（45歳・江戸）宛）

・「松平宮内殿弟石見殿、気ちかひ申候、兄右京殿も気ちかひ申候、いな煩はやり申候、加藤肥後殿も氣違候由、はや久々申し候、四五日前より以之外氣違申候由候事」（⑩

* 一般科

〒861-1102 熊本県合志市須屋2659-2

Dept. of Information and Communication Engineering,
2659-2 Suya, Koshi-shi, Kumamoto 861-1102

422・寛永8年4月7日忠利（45歳・江戸）の忠興（68歳・中津）宛

・「宮内殿兄右京・同弟石見・加藤肥後何も気違申由、いな事かはやり申候、狂気の始藤泉にて候つる、藤堂左兵衛も此内にて候事」（④875・寛永8年5月11日忠興（68歳・中津）の忠利（45歳・江戸）宛）

・「此以前は、加藤肥後気違之由候つる、此比何之沙汰も無之候、如何成行候哉、不入事なから承度事」（④887・寛永8年7月15日忠興（68歳・京?）の忠利（45歳・江戸）宛）

・「加藤肥後気違之事、此中之内居人に勝たる傍輩あしらい、まして内之ものにも其分、其上日々夜々酒もり、よのつねならぬ儀にて御座候、此比誰そきつく異見を申候と聞え申候、それ故きもをつふし、少形儀なをし被申候故、申やみ候由に御座候事」（⑩440・寛永8年8月3日忠利（45歳・江戸）の忠興（68歳）宛）

忠広の「狂気」とは、諫言されるまでに至った「日々夜々酒もり」の酒狂や、人を見下すような「傍輩あしらい」（注2）だけではない。 「いな事」とは、「宮内殿兄右京・同弟石見」（池田忠雄・政綱・輝澄）や忠広らの親忠長派と、将軍との関係がうまく行っていない風聞（「狂気の始」＝話の出所は幕閣の「藤泉」＝藤堂高虎か）を指す。当時は、秀忠が大御所として存命し、そのもとで将軍家光による執政が行われるという二元政治の状態にあった。秀忠は、嫡男家光よりも次子忠長を寵愛しており、家光と忠長の間には世継争いの確執があったとされ、忠広は忠長派大名の筆頭であった。家光よりも忠長に親交が深い忠広らの言動が、一つ間違えばお家の大事につながる「気違」行為と表現されたのだろう。

結果的には、半年後の改易を暗示する伏線のような描写となっている。一度は改易を免れるチャンスを得ながらも、「狂気」にも見える振る舞いが、取りつぶそうとする相手に対して、突け入る隙を自ら与えてしまったと言えよう。

忠広の「狂気」記事は、寛永8年3月から8月にかけて、せせと5回交わされた。この記事に限らないが、同じ語句を受けては返す、文言の繰り返しが多いのが書状の特徴だ。和歌でも返歌の際は、相手の文言を受けて返すのがしきたりであるが、往復書状から

- ① 書状の受領と読了の「確認」をする。
- ② 内容に対して価値観を共有していることを示し、「同調」と「連帯感」を高める。
- ③ 事態の把握と記憶の「徹底」を図る。

ということが分かる。幾度となく交換される書状によって、これら3点を中心として、父子の間での結びつきが強化され、同じやり方で他の譜代大名や旗本へ差し出すときは、紐帯を拡大していったものと思われる。往復書簡を通じて、いわば組織作りを計っていたのだろう。もっとも、この5回にわたる忠広の「狂気」記事は、内容の重要度から言えば、低い。書状は項目が箇条書きに羅列してあり、将軍のご機嫌から始まり、幕閣や諸大名の動向に移っていくが、④866は11/15番目、⑩422は7/9番目、④875は6/7番目、④887

は19/21番目、⑩440は19/22番目に書かれている。

もちろん、このような「狂気」への関心は、忠広個人だけに向けられてはいない。黒田家の動向にも注意を払っており、同じ九州内ゆえ大藩の動静は気になるところだ。万一お家騒動や改易の憂き目に逢い、内紛でも起こればその余波は自藩にも及ぶ危険性もある。だから絶えず監視していたこともあるが、それとは別に、もっと以前から忠興には加藤家に対する嫌悪感があったようである。

2.2 加藤清正に対する見方

慶長15（1610）年3月の書状には、「加藤肥後・黒田筑前儀は、各別之儀に候間、（中略）彼家中之者対其方へ無礼之時、此方之者対兩人に慇懃に仕候共、可為曲事候」「右之状々、一度被申触候文にては成ましく候、切々か被申触候」とあり、こちらが慇懃に相接しても加藤・黒田両家の者が無礼を働いた場合は、「曲事」（不法行為）として取り扱い、宥赦する必要はないし、このことは何度も家中に注意しておくべきと念入りに述べている（⑦1698・慶長15（1610）年3月23日忠興（47歳・江戸）の忠利（24歳）宛）。このような確執が起こった訳は、黒田家の場合、転封の際の年貢米に関する直接的なトラブルである（注3）が、加藤家とは何が直接の原因であったのか不明である。

人を嫌う理由として、何となく肌が合わないという漠然とした言い方があるが、それを推察させる史料がある。寛永9年12月に、忠興が熊本に呼び寄せた細川立允（四男）に付いた地元の従者が「上下のさほう」も知らないので「笑申候」後で、土地侍の不作法の遠因に「古肥後」（清正）の作法知らずを持ち出している。「古肥後一切上下之間之さほう申付ぬ人にて候つる、高麗などにては左様に見へ申候」（⑦1791・寛永9年12月14日忠興（69歳・八代）の忠利（46歳・熊本）宛）とは、すでに40年近く以前の「朝鮮出兵」での「上下之間之さほう申付ぬ」無礼の様子である。これ以上具体的には語られていないがよっぽど強い不快感を持ったのであろう。清正以来の作法知らずの伝統が、今日まで土地侍までも浸透していると皮肉る。物質的な利害関係でないだけに、礼を失した対応に対する嫌悪感が根底に根強く横たわっているようだ。

もちろん、このような嫌悪感の内輪の私信だからこそ書けた事柄であり、加藤家に対して露骨に不快感を表しているわけではない。寛永元（1624）年、忠興は、従来行ってきた忠広との間の「歳暮、端午に小袖・御帷」などの贈答は、今後は忠利の任とし、「我々時之こと互に祝儀可被申候」と依頼しており（②405・寛永元年1月19日忠興（61歳・小倉）の忠利（38歳）宛）、同日の日付で忠利も承知し（⑧148）、また時々忠広から「一段味勝、見申所も見事成のり」である「名物」の「菊池のり」（カワアオノリ）が忠興に贈られた記事も見える（⑤1035・寛永10年1月18日忠興（70歳・八代）の忠利（47歳・熊本）宛）から、内心はいろいろな情が出てきても、慇懃に相接する処世術が伺える。

2. 3 熊本城入城に際して

加藤家改易後、寛永9年12月9日、忠利は熊本城に入城した。「熊本城公式ホームページ」（熊本市役所・経済振興局・観光振興部・熊本城総合事務所管理）の「歴史ドラマ」「細川忠利」の項目には、元々治めにくいとされていた肥後への入城に際し、忠利は、「国入りのときに行列の先頭には清正の位牌を掲げ、入城する際は大手門で深々とぬかずき、天守に登って清正の眠る本妙寺に向かい頭を下げた」とか「天守より本妙寺の方角へ向かって頭を下げた」などの逸話が紹介されている。清正への敬意の表れと同時に、清正人氣に配慮した周到な礼節の尽し方であり、今後の治世に禍根を残すことのないようにする保身的な振る舞いとも取れる。これらの逸話には、清正や忠利を賞賛する後世の寓意が含まれているにせよ、公的な表舞台での儀式には欠かせない所作であったのであろう。

ただし忠利自身は、入城の感想を、「扱々承及たるより大國にて御座候、誠に見事さ、過分成仕合可申上様も無御座候」と書き、「見事」な「大國」を賜った「過分」の「仕合」ゆえに、譜代大名らに拝領の謝意を家光へ取り次いでくれるように頼む（寛永9年12月10日・46歳・堀田正盛外二名（松平信綱・阿部忠秋）宛）^{⑩1816}。同様の内容は、同日の、酒井忠世・永井尚政・青山幸成・伊丹康勝・酒井忠勝宛書状にも見え、「國之様体見事」につき、「蜜柑」を献上したい旨を言上している（^{⑩1817}）。また、嫡男光尚には「ことのほか広き圍にて候、城も江戸の外には、これほどひろき見申さず候」（^{⑬1085}・寛永9年12月10日・光尚（13歳）宛）とスケールの大きさに感動した感想を述べている。これらの内容は、もっぱら、幕府年寄や取次の旗本、ひいては家光への謝意と自身の「仕合」に終始しており、当然ではあるが先君清正への言及は見られない。

3. 謀書事件

3. 1 謀書事件から加藤家改易へ

寛永9（1632）年、秀忠死去（1月）直後の4月14日、嫡男光広（光正とも）（慶長19・1614年～寛永10・1633年）の仕業とされる謀書事件が起こった。光広が家光を亡き者にしようとする謀反の連判状を作ったというのである。このことによって忠広は、表向きの理由としては、近年の行跡が不正であること、江戸で生まれた子を母とともに密かに国許に帰したこと、度重なる幕府の豊国廟の祭礼中止の要請に加藤家が応じなかったこと、かねてより忠長と親しかった挙動が不審であるということなど「二十一箇条の不審」を言い渡されたこととあるが、事の真相は不明である。諸書の説くところによれば、先に改易となった福島正則と同じように、豊臣恩顧の巨大外様大名を大義名分のもとに取り潰す幕府の政策と、忠長を排除しようとの家光の思惑があり（注4）、武家諸法度を改正した直後だけに厳しく取り締まり、幕藩制度を確立させようとの政治的意図が背景には働いていたのだろうと説明される（注5）。

寛永9年5月22日、忠広（31歳）は、江戸参府途上、品川宿で入府を止められ、改易の沙汰があり、出羽庄内藩にお預けとなり、堪忍料（生活費）一万石を賜った。光広（18歳）は飛騨高山藩にお預けとなり、一年後死去した。

余談だが、「熊本城公式ホームページ」の「歴史ドラマスポット」の項目中「加藤家改易」の章だけ、説明が掲載されていなかった（8月21日現在）。技術的な問題のためかと問い合わせたところ、『加藤家改易』については内容が不明確であったため、『加藤家改易』の項目自体を削除する作業を進めていたところで、指摘のあった日に項目を削除した」との回答を得た。「内容が不明確」とは、言いがかりともとれる幕府からの罪状の根拠が希薄ということであって、どのような幕府の思惑が働いていたにせよ、「加藤家改易」は確かな歴史的事実である。項目自体を削除した管理者側の真意が理解できない。

3. 2 偽書としての分析

この事件が書状に初めて見えるのは、寛永9年4月27日（^{④955}・忠興69歳）であり、15項目の最後の事項として書かれているほど軽く扱われていたが、その後「大事」にいたり、父（江戸）子（小倉）の間では夥しいばかりのやりとりがなされている。

最初は「実正何共不被聞届」（真偽のほどが不明であり）（^{④957}・4月28日）、「色々」に取そへて申に付口そろい不申候」（様々の説が入り乱れている）（以下^{④958}・5月15日）が、忠興が伝聞した内容は次の通りであった。家光が日光参拝の折、「大炊頭」（土井利勝・幕府の老中）を成敗する計画があるので、先手を打って家光を討ち、自分らは申し合わせた通り「御跡をくろむ」（援護する）と書いて血判を押し、「信康」と明記した起請文が、井上新左衛門（幕府代官）に届けられ、捜査の結果「加藤豊後小性」が「しうより此文箱そこそこへ持て参、加様に仕れと被申付候」（光広の小者に起請文をあちこちに届けるよう主人から命令があった）と語ったところから、光広の仕業と判明したというものである。

しかし忠興は、この謀書について「初が状より合点之不参儀候」と不審がり、「こくうなる儀」つまり偽書と見ている。その理由として、①「上様大炊一人を御果し被成候に、何之御手間入可申候哉」（家光が土井利勝一人を討つのに、日光参拝の途中に実行するという手間のかかるやり方をする必要があるのか）、②「御談合被成候衆、何とでもらし可被申候哉」（利勝誅伐のご計画があったとして、与した連中がなぜ漏らしたのか）、③「加様之事を、豊後いか様にしてしり可申候哉」（光広はどのようにしてその計画を知ったのか）、④「権現様十七年忌に御社参、相国様百ヶ日之内に大炊など可被成御誅伐わけにて無之候」（家康の十七年忌のための参拝であり、秀忠が亡くなって百日の内に、利勝を誅伐するわけがない）、⑤「遷御之後、いつ被仰付候共可成事を、加様に書申候」（参拝から戻ってからいつでもできることをわざわざ日光参拝時を狙って書いた）、と分析する。いずれ

も謀書を偽書とする筋目の通った理由であるが、「日比之不屈共、豊後一儀之次に御耳にも立候哉」（日頃から不屈きな忠広の行儀が、今回の光広の一件と相まって家光の耳に入るか）と噂された。

しかし事態は、偽書であっても「江戸にてむさと不屈書付を仕」（不用意に戯れを書いた）では済まされない。「と角豊後殿氣違にて候共、其身計の儀には替り、天下之儀を被申候はは」（⑩1569・5月16日・忠利の島津家久宛）（いくらふざけた振る舞いであっても、一身の冗談とは違い、天下国家に関わることなので）、処分は当然と見ている。「まことらしき事こく成事もましり候、被察外は有間敷候、此外に雅楽殿・大炊殿・伊掃部を被召、切々御談合之由」（家光は、真偽のほどを老中の酒井忠世・土井利勝や譜代大名の井伊直孝としきりに相談した）（④958・5月15日）り、「御代始之御法度に候間、急度可被仰付と御詫之由候」（治世初めの法度違反なので厳しく裁く）ことを、家光自身が伊達政宗や島津家久などを召して伝えたので、忠興は「今朝之内可為切腹と存候事」（④960・5月24日）と推測している。実際は「父子共に無御成敗候て不叶所」「御慈悲故」「命を被成御助」（父子共に切腹しなければならないところを家光のお慈悲によって命は救われ）（④962・6月1日）、改易となった。

3.3 書状に見るボディランゲージの表現効用

ところで、忠興は、忠広が入ることを許されずに、品川で上使から事情聴取された時の様子を「肥後御返事は、ゑんより下へおり、せかれ無調法を仕出候、御検使次第いか様にも可申付由被申候、又豊後は、私むさと仕たる儀をいたし候条、御詫次第に覚悟仕と、ゑんの上より被申たる由候、此儀は、伝説ながら慥成儀候、其慥成様子は、書中に不被申候、大略右之分たるへきかと存候、定て丹後殿より之状に、大方之趣可在之と存候事」（④961・寛永9年5月28日・忠興の忠利宛）と描写している。

ここには見事なまでに対照的な加藤父子の仕草が見て取れる。忠広の、「御検使次第いか様にも可申付由被申候」（いかなる裁きも受けると申し述べた）と言った内容と、「ゑんより下へおり」た恭順な姿勢とは一致していて自然である。これに対して、謀書を書き今回の大事を招いた張本人光広は、「私むさと仕たる儀をいたし候条、御詫次第に覚悟仕」（不用意なことをしてかしたことにより、どんな命令でも受ける覚悟がある）として一切抗弁はしないものの、「ゑんの上より」申し上げる仕草が、言葉と裏腹である。

この様子は、取り調べに当たった「丹後殿」（稲葉正勝）からの「伝説」（伝聞）ではあるが「慥成儀候」（大方間違いない）と信憑性を確認する。当の「丹後殿」自身も、光広の言葉と姿勢に違和感を覚えたうえでの伝達であろうから、忠興はこの不自然でちぐはぐな場面を聞き逃していない。

上使の聞き取りの際に調べられる側がどこに坐るかという位置関係は、対人関係を言外に表現する約束事である。したがって今日言うところのボディランゲージに相当するた

め、「ゑんの上より被申」た仕草は、光広に屈折した心情があるように見せてしまう。

実態は、光広は秀忠の娘（養女）の嫡男、家康の外孫として育った矜持から「ゑんより下へおり」て詫びを言う教育などなされてこなかったし、これまでそれで通ってきた。だから本人にしてみれば当然の仕草であり、「ゑんの上」から言ったとしても「御詫次第に覚悟仕」という言葉に、腹藏するところはないであろう。

しかし、第三者的な目で見れば、17,8歳にもなって、上使に対して縁の上から物を言うのは礼儀知らずに見えてしまい、ひいては加藤父子の普段からの振る舞いを連想させ、それが今回のような大失態を犯してしまった原因と思込ませるような書きぶりだ。嫡男の体たらくと家の教育力の無さは、一事が万事ここに極まるとも言いたげである。あるいは、最後まで誇りを忘れない、滑稽で哀れな若殿の姿を言外に表したかったのだろうか。

この書状を受け取った忠利の反応は、6月13日書状には「五月廿八日之御書之御請」と受領確認はしているが、縁の上下の劇的な場面については何ら反復も言及もない。ただ「肥後家中之者、此度身上果可申と存候儀、此度之書物存候にては御座有間敷候、色々肥州不屈儀よく存候物にて御座候故、大事と見切申候」という情報を追加している。家中の者は、謀書事件のことを知らずに、普段からの忠広の素行の悪さから今回の「大事」をやむを得ない処置だと「見切」（見極め）ているというのだ。一部の者であろうが、加藤家中から主君への「見切り」が行われていたという情報は、忠興書状の傍証となる記述となっている。

さらに、加藤改易に関連して、同じくボディランゲージに相当する表現がある。

家光が年寄を介して大名たちに加藤父子の処分を伝えたとき、堀直寄が既に知っていたと「声を上ヶなき申」したことを忠興は伝えている。その様子を見ていた年寄の井伊直孝と松平忠明は「目を見合、きもつふしの由」であった。堀直寄は、元和4年の「牛方馬方騒動」で、敗訴した加藤家家老を預かった経緯があり、忠広に対して特に思い入れが深かったのであろう。また近くにいた脇坂安元は「声は不出、事之外落涙仕たる由候、是程も相腹中にて候哉、此なき様諸人合点不申候、誠に狂気と相見申候」（④976・6月24日・忠利宛）という様子であった。脇坂安元の父（脇坂安治）と清正はかつて賤ヶ岳の合戦で功名をあげた七本槍の仲間であったよしみもあつたか、堀直寄と「相腹中にて」（同じ思いで）、深い悲しみを見せている。しかしどんなに個人的な事情はあっても、大広間で「声を上ヶなき申」したり、「声は不出、事之外落涙仕たる」仕草は、公然と人前で泣く見苦しさもあるだろうが、加藤家に同情するというを示し、家光の下した処分に異議を唱えているとの言外の意味をも推測されかねない。そのため「きもつふしの」「狂気」と見えてしまうのである。そのせいか、兩人には「御横目付たる由申候、諸人にくみ候故申候哉と存候」（人々から憎まれたためか、監視が付いた）。

忠興はこの話を同席した大名浅野長重から聞いている。目配せをした直孝や忠明、その様子を物語る長重、それを忠利に書き送る忠興。このようにして家光の裁断を正当化する価値観は数段階にわたり共有され、紐帯を強めていくのである。

これに先立ち忠興は、配所に赴く忠広に鉄砲組の五人が「此度之事に候間何方迄も供可申と申」して従った記事を書いている。すでに「下人共走はて」てしまい、槍を持つ者もいなかったのだが、鉄砲組の「一人やりを持って参候由候、かゝる奇特成ものは御入候哉と、催感涙事に候事」(④964・6月3日・忠利宛)と書き、あくまでも主君を守ろうとする忠誠心に痛く感動している。忠利も3日の書状に対して「鐵炮之者四五人義理を届候段、扱々きとく成儀、又走候者、あまりにくき仕合と奉存候事」(⑩509・6月19日・忠興宛)と、親の意見に同調している。どんなことがあっても主君を純粋に信じる家臣の忠義は武士の心得であり、理想的にはたえず説かれたであろうが、実践するとなると「奇特」(奇蹟)に近く、だからこそ感激したのだろう。同じ涙であっても、公的な広間で忠広親子に寄せる堀直寄や脇坂安元の涙と、私信の中で従者の忠義に感じた忠興の感涙とでは、場面も対象も大きな隔りがある。

4. 加藤家改易への評価

当然、家光の裁断に対しては、「世上之沙汰には、肥後之事之外上様御にくみ被成由申候事」(④961・5月28日・忠興の忠利宛)、「か肥州事、彌御前あしきなど候て」(⑩1584・6月10日・忠利の本郷勝吉(豊後府内目付)宛)とあるように、家光から疎まれたらどのような抗弁も役には立たず、厳罰に処せられても異を唱えることはできない。だから「万事御つよみなる手はやき被仰付様、絶言語迄に候事」(④960・5月24日・忠興の忠利宛)、「屋敷も御しめ被成候由承候、扱々気さんじなる被仰付様、此方にて感申候」(⑩1580・6月6日・忠利の榊原職直(幕臣・忠利の幼馴染)宛)、「加藤父子事、被仰付様埒明、則時に被仰出、扱も／＼気味よき事無申計申候」(⑩1589・6月13日・忠利の榊原職直宛)と、父子共に、「万事御つよみなる手はやき被仰付様」(迅速果断な処置)を「絶言語迄に」「気さんじなる」(明快な)「気味よき事」と高く評価する。内容の重要度も、④960は3/9番目、⑩1580は1/13番目、⑩1589は2/15番目に書かれる程高く扱い、賞賛している。

光広は、翌年亡くなるが、「加藤肥後息豊後も、煩候て被果候由申候」(寛永10年9月5日(⑩1678・忠利(47歳・熊本)の忠興(70歳・八代)宛)と「尚々書き」(追伸)扱いで簡単に報告し、それに対して忠興は、「加藤肥後息豊後も死去之由、せめての仕合に候事」(⑤1143・9月6日)、また忠利も「加肥州子豊後殿煩にて被果候、一ツ之仕合と存候事」(⑦2345・9月14日(忠利47歳・熊本)の城信茂(幕府派遣の九州国廻りの巡見使)宛)と、⑤1143は4/5番目、⑦2345は5/11番目に、軽く感想を述べる。死んで「仕合」とは痛烈な皮肉だが、若い身で

負い目を抱きながら、苦悩と屈辱に満ちた逼塞生活を一生送ることを考えると、そう言わざるを得なかったのだろう。

5. むすび

往復書状の最大の目的は、父子同士が相争う時代にあっても結束を固め、幕府の情報を収集し、当家に災いが降りかからないように、將軍の意向を先取りし意を迎えるための用意と確認である。だから父子間の書状といっても、右筆に書かせる部分も多いため厳密に言えば私情ばかりではない。しかしその中にあっても改易騒動のクライマックスとも言うべき事情聴取の場面で、加藤父子の身体の動きを見逃さずにそこから派生する事情を付度させる表現や、普段から加藤家を見る屈折した複雑な観察眼などは、飾らないリアルな心情に満ちており、細川父子の人となりを喚起させるのに十分な表現となっている。日常の事件に対する同時史料である私信だからこそ、正史の裏に隠れた、今と変わらぬ何気ない心の動きや生々しい息づかいに満ちた人間模様を見ることができ、文学的な史料としても有効であることが確認できた。

(平成20年9月11日受付)

文 献

(注1) 当時忠興は、豊前・豊後三九万九千石を与えられて豊前中津城に入城。後、小倉城に移り、元和5(1619)年、隠居入道して三斎と称し、三男・忠利が家督を継ぐ

(注2) 鈴木喬「加藤家の改易」に紹介された「加藤肥後守忠広御改易之覚」第七条に「家康公之御感状致所持武士雖有之不加増禄之段不忠至二候」とある。家康の感状(特別な功労を果たした者への評価・賞賛の文書)を所持した部下への冷遇を述べているのか、不明。

(注3) 宮崎克則「慶長五(一六〇〇)年細川・黒田の年貢先納問題—史料の紹介をかねて—」(『地方史ふくおか』第75号(第24巻第1号)・1991年5月発行)

(注4) 秀忠の死後の寛永9年、忠長は、家光から乱行の責めを負わされ、領地没収後逼塞処分となり、翌年には自害した。

(注5) 山本 博文『江戸城の宮廷政治 熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状』(2004年11月・講談社学術文庫)、鈴木喬「加藤家の改易」(2002年3月「熊本史学」78・79号p.1-24)、勝倉壽一「『栗山大膳論』—「見切り」をめぐる—」(2000年3月・「福島大学教育学部論集人文科学部門」69号、『加藤清正のすべて』(1993年・新人物往来社)、白石一郎『戦国を斬る』所収「改易」(1992年11月・講談社文庫)、『NHK歴史への招待11』所収南條範夫「大名廃絶録」・片山丈士「加藤家の廃絶始末記」(1981年1月・日本放送出版会社)、松本清張全集36(文藝春秋)所収『五十四万石の嘘』(初出1956年8月)

